

2020年10月19日

宮城県環境生活部

食と暮らしの安全推進課食品企画班 御中

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ

座長 野崎和夫（宮城県生活協同組合連合会 専務理事）

住所 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台 5F

電話番号 022-276-5162

構成団体

宮城県生活協同組合連合会専務理事 野崎和夫

特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット

副代表理事 若狭久美子

宮城県地域婦人団体連絡協議会会長 大友富子

宮城県消費者団体連絡協議会会長 熊谷睦子

みやぎ生活協同組合専務理事 大越健治

生活協同組合あいコープみやぎ理事長 高橋千佳

公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事 冬木勝仁

「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」（案）への意見

食生活は、私たちの生命と健康を支える基礎となるものです。

食品表示は、2015年に新しく食品表示法ができて以来、機能性表示食品や栄養成分表示の義務化、原料原産地、原産国、遺伝子組み換え食品、食品添加物など食品表示基準の見直しが行われ 2020年4月から新ルールによる表示に移行されました。

また、2020年の6月から食品を扱う全事業者に対してHACCPによる衛生管理の義務化が行われることが決定しました。なお、2020年の法律施行から1年間は猶予期間となっており、2021年6月からHACCPの完全制度化が開始されます。

一方、消費者全体に健康志向の高まりが見られ、健康食品の利用も広がっていますが、健康食品による健康被害という新たな問題も浮上しています。消費者教育の機会が少ないなか、今後は一層、行政・事業者・消費者間で新たな手法のリスクコミュニケーションが求められます。

県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性や信頼性の確保のために、消費者の声を盛り込んだ「計画」になるよう、策定にあたって下記の意見を提出いたします。

記

1. I-1- (3) 事業者の取組への支援について

HACCPの制度化は、原則として、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が求められますが、規模や業種等を考慮した一定の事業者については、取り扱う食品の特性等に応じた取組も認められています。

そのため、HACCP導入に際しては、事業者の状況や食品ごとの特性等を踏まえつつ、各事業者の規模や衛生管理能力に応じて、実現可能な方法で着実に取組を進めていくことができるよう助言のほか、「導入に向けた技術的支援を行う」旨の記載を求める。

また、食品衛生監視員を含めた普及・指導人材の養成が今後はより一層必要と考えます。県は周知徹底するだけではなく、小規模事業者を中心に早期に積極的な支援をするよう計画してください。

2. I-2-(2) 流通・販売段階における安全性の確保について

- (1) 近年、医薬品成分が含まれている「いわゆる健康食品（無承認無許可医薬品）」の販売事例が多数報告されています。この無承認無許可医薬品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく品質・有効性・安全性の確認がなされていないことから、摂取により健康被害が生じる危険性があります。新たに「いわゆる健康食品等の監視指導」の施策を追加し、医薬品成分を不正に配合した健康食品による健康被害を未然に防止するため、関係機関と連携した監視指導を実施してください。
- (2) これまで「いわゆる健康食品」の健康被害情報の収集は制度化されておらず、被害の発生・拡大の防止の面に課題がありました。食品衛生法改正により『特別の注意を必要とする成分』について厚生労働省が決め、その成分を含有する食品の製造者や販売者は、健康被害が起きた際に保健所へ届出ることが義務付けられました。「いわゆる健康食品」の表示の真正性を確認する調査を実施してください。
- (3) インターネット等を利用して海外から購入する海外の医薬品等は、医薬品医療機器等法に基づく品質等の確認がなされていません。医薬品等に限らず、インターネット等で個人輸入できる「いわゆる健康食品」として販売されている製品について調査し監視指導計画に入れてください。

3. I-2-(3) 食品表示の適正化の推進について

食品表示は、2020年4月から新ルールによる表示に移行されました。

食品表示は、食品を選択する際の重要な情報源であるため、事業者のみならず消費者も食品表示を正しく理解できるように、食品表示制度について情報紙やホームページなどを通じて学べる機会を設ける必要があります。

また、今後一層、行政・事業者・消費者間でのリスクコミュニケーションが求められます。県民への食品表示制度変更等の情報提供をするとともに、消費者へ食品表示法の周知徹底することについての項目を追加してください。

4. II-1-(1) -イ県民への分かりやすい情報の迅速な提供について

貝毒を原因とする食中毒に関して、「食中毒の未然防止のため、県及び漁業協同組合が連携し、ホームページ等により県民への情報提供を継続して実施します」とありますが、貝毒の発生原因や発生を回避することが難しいことなどについて、消費者が理解できるような内容を情報提供してください。

5. II-1-(2) -イ消費者と生産者・事業者との相互理解の促進について

GAPの認証を取得することで、消費者が「環境に優しい方法で栽培され、安心安全な農作物」を食べられることにつながっていることや、認証取得には費用が掛かることなど、「消費者等のGAPに対する理解促進のため、ホームページ等による情報発信に努めます」だけではなく、消費者にとってもメリットがあることが伝わるように工夫してください。

6. II-2-(1) -イ県民が参加する消費者モニター制度の推進について

「食の安全安心消費者モニター」の登録者に若者や子育て世代を増やすためには、第3期計画とは違う企画の検討が必要と考えます。若者や子育て世代が参加しやすい企画の設定やオンラインでの開催、YouTubeチャンネルの開設など新たな手法を検討してください。

以上